●●、☑欄には、原則、医療機関毎の御回答(名称、住所、数値、管理者名等)が反映されます。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書

広島県知事(以下「甲」という。)と●(医療機関名)(管理者役職)●(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別紙に掲げる医療措置を講ずるものとする。

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別紙のとおり乙が備蓄する。

(措置に要する費用の負担)

- 第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、広島県の予算の範囲内において、甲が乙に 補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した 際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- 2 甲は、第3条に基づく病床の確保又は発熱外来の実施の措置のうち、新型インフルエンザ等 感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構 築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の 属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、 流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置(流行初期医療確保措置)を行うものとする。
- 3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(医療人材派遣の趣旨)

- 第6条 第3条に基づき派遣される医療人材は、広島県感染症医療支援チーム(以下「医療支援チーム」という。)又は広島県感染症協働支援チーム(以下「協働支援チーム」という。)として活動するものとする。
- 2 医療支援チームの編成及び運営等については、この協定に定めるもののほか、広島県感染症医療支援チーム編成・運営要綱及び広島県感染症医療支援チーム活動要領(以下「医療支援チーム運営要綱等」という。)に定めるところによる。
- 3 協働支援チームは災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム及び災害支援ナースにより 構成し、活動の内容等については、広島県におけるDMATの派遣に関する協定、広島県におけるDPATの派遣に関する協定、広島県における災害支援ナースの派遣に関する協定等に定める ところによる。
- 4 乙は、平時においてあらかじめ医療従事者等の中から医療支援チーム又は協働支援チームの構成員として適当な者の人選を行い、甲に報告する。

(医療支援チームの目的)

第7条 医療支援チームの派遣は、県内医療機関に所属する感染症対策の専門知識を有する医療 従事者が、感染症の感染拡大防止対策等を実施することにより、医療提供体制の整備及び維持 を行うことを目的として行う。

(医療支援チームの派遣要請等)

- 第8条 甲は第2条に加え、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)(以下「感染症法」という。)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染 症、四類感染症、五類感染症について対応を行う必要が生じたときは、医療支援チーム運営要綱 等に基づき、乙に対し、医療支援チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療支援チームを派遣するものとする。
- 3 乙は、甲からの第1項の要請に応じることができると判断した場合は、医療支援チームを派遣するものとする。

(医療支援チームの派遣先)

- 第9条 乙が派遣する医療支援チームは、県内において第10条に定める活動を行うことを原則とする。
- 2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第10条に定める活動を行うことができる。

(医療支援チームの活動)

第10条 乙が派遣する医療支援チームが行う業務は医療支援チーム運営要綱等に定めるものとする。

(医療支援チームの指揮系統等)

第11条 乙が派遣した医療支援チームに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 医療支援チームが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した都道府県の 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

(医療支援チームの構成員の身分)

第12条 乙が派遣する医療支援チームの構成員は、原則として派遣元である乙の職員として第10 条に定める活動に従事する。

(医療支援チームの費用負担等)

- 第13条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療支援チームが、第10条の業務を実施した場合に要する 次の費用は、甲が支弁するものとする。
 - 一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
 - 二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 県内市町又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して医療支援チームの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。
- 3 第1項及び第2項の規定による費用弁償は、乙の報告に基づいて行うものとする。

(医療支援チームの損害補償等)

- 第14条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療支援チームの構成員が、第10条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
- 2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した医療支援チームの活動において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入する。

(派遣先医療機関における医療過誤)

第15条 医療支援チーム構成員が派遣先の医療機関において行った診療行為について医療過誤が 生じた場合における損害賠償責任の負担については、乙の各医療機関が派遣先の医療機関と別途、 協定で定めるものとする。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

- 第16条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。
- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性 状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況など が事前の想定とは大きく異なる事態となっていると国において判断された場合には、甲は、協定 の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに 協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第17条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第18条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第19条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の 状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。 この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を●行う/行うように努める●。

> 行う:第一種協定指定医療機関 行うよう努める:第一種協定指定医療機関以外

(平時における準備)

- 第20条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。
 - 一 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、乙の医療機関において当該医療従事者等に対して研修を実施すること又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
 - 二 第3条の措置を講ずるに当たっての訓練を乙の医療機関において実施すること又は外部の機関が実施する訓練に第3条の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
 - 三 第3条の措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第21条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 広島県知事:湯﨑 英彦

乙 医療機関名:●●

保険医療機関番号:●●

 $G-MISID: \bigcirc$

住所:

管理者の職氏名: ●●

新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において講じる医療措置の内容等について

1 乙が協定第2条に基づく甲からの要請に基づき講じる医療措置は次のとおりとする。

(1) 病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)

対応時期	流行初期期間(新型インフルエンザ等		流行初期期間経過後(新型インフルエ	
(目途)	感染症等に係る発生等の公表が行われ		ンザ等感染症等に係る発生等の公表が	
	てから3か月程度)の対応		行われてから6か月以内)	
対応の内容	●床		●床	
	うち、重症患者用	●床	うち、重症患者用	●床
	うち、妊産婦用	●床	うち、妊産婦用	●床
	うち、透析患者用	●床	うち、透析患者用	●床
	うち、精神疾患患者用	●床	うち、精神疾患患者用	●床
	うち、小児用	●床	うち、小児用	●床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに(14日以内を		甲からの要請後速やかに(14日以内を	
	目途に) 即応化すること。		目途に) 即応化すること。	

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、 平時から後方支援医療機関等との連携を確認しておくこと。

(2) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期期間(新型インフルエンザ等感	流行初期期間経過後(新型インフルエン	
(目途)	染症等に係る発生等の公表が行われて	ザ等感染症等に係る発生等の公表が行わ	
	から3か月程度)の対応	れてから6か月以内)	
対応の内容	☑外来受診対応可能 (人数:●人/日)	☑外来受診対応可能 (人数:●人/日)	
	☑検査の実施可能 (件数: ●人/日)	☑検査の実施可能 (件数: ●人/日)	
	☑小児の受入れ可能	☑小児の受入れ可能	
	☑かかりつけ患者以外も受入れ可能	☑かかりつけ患者以外も受入れ可能	

- ※ 検査の実施能力については、核酸検出検査であって、医療機関内で検体の採取及び検査 の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提 とする。
- ※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。
- ※ 診療所の場合、対応可能人数や検査実施能力については、具体に記載が難しい場合には、 対応できる旨のみ記載することとし(ただし流行初期期間における対応を行う場合には、記 載必須とする)、参考記載とする。

(3) 自宅療養者等への医療の提供

対応時期	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ
(目途)	てから6か月以内)
対応の内容	☑自宅療養者への医療提供(対応可能人数: ●人/日)
	☑電話/オンライン診療が可能
	☑往診が可能

☑かかりつけ患者以外も受入れ可能
☑高齢者施設療養者への医療提供(対応可能人数: ●人/日)
☑電話/オンライン診療が可能
☑往診が可能
☑かかりつけ患者以外も受入れ可能
☑障害者施設療養者への医療提供(対応可能人数: ●人/日)
☑電話/オンライン診療が可能
☑往診が可能
☑かかりつけ患者以外も受入れ可能
☑宿泊療養者に対する医療提供(電話/オンライン診療)が可能

(4) 後方支援

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
対応時期	流行初期期間(新型インフルエンザ等	流行初期期間経過後(新型インフルエン	
(目途)	感染症等に係る発生等の公表が行われ	ザ等感染症等に係る発生等の公表が行	
	てから3か月程度)の対応	われてから6か月以内)	
対応の内容	☑回復患者の転院受入が可能	☑回復患者の転院受入が可能	
	☑病床の確保の協定を締結している医	☑病床の確保の協定を締結している医	
	療機関に代わっての一般患者の受入が	療機関に代わっての一般患者の受入が	
	可能	可能	

(5) 医療人材派遣

対応時期	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行わ
(目途)	れてから6か月以内)
対応の内容	派遣可能人数…●人
	(うち、県外可能:●人、●内訳●)
	・医師: ●人
	(うち、県外可能:●人、●医師内訳●)
	・看護師: ●人
	(うち、県外可能:●人、●看護師内訳●)
	・その他 (●その他内訳●): ●人
	(うち、県外可能: ●人、●その他内訳●)

※派遣可能者な職種等については協定第6条に基づき、予め甲に報告すること。

2 乙が協定第4条に基づき備蓄する個人防護具は次のとおりとする。

サージカル	N95マスク	アイソレーショ	フェイスシール	非滅菌手袋
マスク		ンガウン	F	
●月分	●月分	●月分	●月分	●月分
●枚	●枚	●枚	●枚	●枚(●双)